

○総務省令第六十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第十八条第一項ただし書の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十三日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の四中「第十八条ただし書」を「第十八条第一項ただし書」に改める。

別表第二号第二項(2)を次のように改める。

- (2) 航空機局の無線設備の機器であつて、検定合格機器たるものの取替えの工事（同一型式によるものに限る。）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。